

複写厳禁

許可番号第 09620037736 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛知県豊橋市明海町1番地

氏名 明海リサイクルセンター 株式会社
代表取締役 鎌形 和男 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

優良

豊橋市長 長坂 尚 登

許可の年月日 令和 8年 3月25日

許可の有効年月日 令和15年 3月10日



1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分(圧縮・固化、選別、破碎・選別、破碎・選別(7令豊保第213-7号))

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮・固化

廃プラスチック類(自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず(自動車等破碎物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 選別

廃プラスチック類(自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず(自動車等破碎物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 破碎・選別

廃プラスチック類(自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず(自動車等破碎物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 破碎・選別(7令豊保第213-7号)

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)



複写厳禁

許可番号第 09620037736 号

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮・固化施設

ア 設置場所

豊橋市明海町1番

イ 設置年月日

令和6年3月8日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）

126.24t/日（5.26t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(2) 選別施設

ア 設置場所

豊橋市明海町1番

イ 設置年月日

令和6年3月8日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）

96.0t/日（4.00t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(3) 破砕・選別施設

ア 設置場所

豊橋市明海町1番

イ 設置年月日

令和3年9月10日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属



複写厳禁

許可番号第 09620037736 号

くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）

67.2t/日（4.20t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

令和5年11月22日

オ 許可番号

豊橋市指令環廃第15号

(4) 破砕・選別施設

ア 設置場所

豊橋市明海町1番

イ 設置年月日

令和3年9月10日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）

25.92t/日（1.62t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

令和5年11月22日

オ 許可番号

豊橋市指令環廃第16号

(5) 破砕・選別施設

ア 設置場所

豊橋市明海町1番

イ 設置年月日

令和3年9月10日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）

192.0t/日（12.00t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

令和5年11月22日

オ 許可番号



複写厳禁

許可番号第 09620037736 号

豊橋市指令環廃第 17 号

(6) 破碎・選別(7令豊保第213-7号)施設

ア 設置場所

豊橋市明海町 1 番

イ 設置年月日

平成 3 年 4 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

968.0t/日（121.00t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

令和 5 年 11 月 22 日

オ 許可番号

7令豊保第 213-7号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 3 月 11 日 更新許可

平成 18 年 3 月 11 日 更新許可

平成 23 年 3 月 25 日 更新許可

平成 28 年 5 月 18 日 更新許可

令和 3 年 4 月 8 日 更新許可

令和 8 年 3 月 25 日 更新許可（優良認定）

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

